## 審議体制に関する論点(案)

消費者委員会は、委員10人以内から組織され(設置法第9条第1項) 広範な審議事項を有している。このような特色を有する消費者委員会はどのような審議体制とするべきか。原則として委員会で審議し議決するが、審議事項によってはある程度部会に委ねても良いのではないか。その場合でも、最終決定権は委員会に留保することが適当ではないか。

消費者基本計画の案に関する審議、地方消費者行政のあり方に関する調査審議、広報のあり方に関する審議などは、委員会における審議を主体とし、専門的に掘り下げるべき事項については、必要に応じ、部会、「小委員会」を設けることとしてはどうか。

上記以外のものについては、消費者委員会とその下におかれる部会の二層構造を基本とし、必要に応じて部会の下に何らかの「小委員会」(名称は今後検討)を設置してはどうか。

部会は、「安全」、「取引」、「表示」など、消費者庁の所掌事務と対応した部会 としてはよいか。

緊急対応が求められる審議事項について、どのような審議体制を組むか。緊急招集をお願いする委員をあらかじめ指名し、短時間に委員会としての審議、 意思決定が可能となるような仕組みを作る必要があるのではないか。

消費者委員会委員は部会等の審議についてある程度分担する必要があるのではないか。部会ごとに所属する委員を決めることとし、その部会に所属しない委員についても、自由に審議に参加することとするか。その場合、議決権をどうするか。

各府省所管の法律の消費者庁への移管・共管に伴い、各府省の審議会等から、部会、小委員会が移管されることとなるが、審議等に停滞は許されないため、また、審議事項の専門性、継続性、任命までの時間的制約等を勘案すると、当初は、従来の構成を引き継ぐこととしてよいか。しかし、審議の一応の完結、任期満了等の折りをみて、再度、検討してはどうか。公募による採用については効果的な方法を含め検討すべきではないか。

消費者・自治体等からの申し出の扱いについては、申出の意義、内容、手続、 効果等について今後さらに検討してはどうか。

「監視」の機能・権限をどのように考えるか。どういう手法があるか(例: 行政担当者からのヒアリング、資料提供要請、消費者庁からの情報入手等)。

消費者委員会の運営全般(監視を含む)について、常時あるいは機動的に方針を企画、検討する体制をどのように構築するか。常勤的委員、事務局でどのような体制を組むか。